

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政府
援助総合訓練所設置（覚書）の締結

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43573

沖繩來往信電

石田 菅 氏 様
X11 年 2 月 20 日

1870. 3. 30.

職業訓練局管理課 清水 神佐 殿

日本政府沖繩事務所 野田

総訓覚書については、特連の山本氏からおぎきのこと
を伺いますが、小生 3 月 30 日に米政府の招きで労働局の
Davis さん担当官と話し合いました。別添案を受け
とり、^{下記}説明を受けましたので、ご報告致します。

1. 総訓覚書と別個の覚書としたが、総訓覚書の中
に繰り入れてもよい。(2 の Guarantee のみ)
2. signature の欄は日本政府で書きかえてもよい。
3. 本案は米使館へ説明済みであるが、文書として 30 日に
米使館へ送る予定である。

以上とやあて、よろしくお取り計して下さい。

Memorandum of Understanding
Between the Government of Japan and
The Government of the Ryukyu Islands
Concerning the Underwriting of the
Unemployment Insurance Fund

1. Purpose. The purpose of this memorandum is to guarantee the solvency of the Unemployment Insurance Special Account of the Government of the Ryukyu Islands (GRI) and thereby to assure that money will be available to pay unemployment insurance benefits and other benefits as set forth in the GRI Unemployment Insurance Law to insured workers who become unemployed and who are entitled to benefits under the law.

2. Guarantee. The Government of Japan (GOJ) extends assurance that in case the Unemployment Insurance Special Account of GRI becomes exhausted or is so nearly exhausted that GRI is unable to pay unemployment insurance benefits in full to all eligible workers when they are due, then the GOJ will make money available to GRI, for deposit in the Unemployment Insurance Special Account, as necessary to enable GRI to pay benefits to all eligible workers when due.

3. Procedure. In case GRI finds that assistance from GOJ will be needed in the near future to prevent delay in benefit payments, the Chief Executive of GRI will prepare a request for a grant of funds under this guarantee. This request shall be addressed to the appropriate authority in GOJ through the Civil Administrator. The request will be accompanied by the Chief Executive's estimate of the amount of money which will be needed and the time when it will be needed. The Chief Executive shall not include in one request money estimated to be needed for more than 60 days but he may submit subsequent requests for more money. The Civil Administrator may transmit a request to the appropriate

authority in GOJ.

4. Reimbursement will not be claimed. GOJ agrees that it will not seek reimbursement for any money which it makes available to GRI under the provisions of this memorandum. Reimbursement will not be sought directly or indirectly from GRI or its successor agency, nor from the United States of America or any of its agencies.

5. Effective Date. This memorandum will go into effect _____ 1970 and will continue in effect until the reversion of the administrative control of Okinawa to Japan.

(Signature)
ETHARA NAKAMURA
Director, General Affairs Dept.
Government of the Ryukyu Islands
Date _____

(Signature)
TAKEO FUKUDA
Minister of Finance
Government of Japan
Date _____

(Signature)
FUMIO YAMAGAWA
Director, Welfare Department
Government of the Ryukyu Islands
Date _____

(Signature)
MASAKATSU NOHARA
Minister of Labor
Government of Japan
Date _____

(Signature)
YOKO NAKAMATSU
Director, Labor Department
Government of the Ryukyu Islands
Date _____

Approved on behalf of the High Commissioner of the Ryukyu Islands
By _____

2

(Signature)
H. L. CONNER
MAJ, AGC
Chief of Administration, USCAR
Date _____

UNCLASSIFIED

SUBJ: UNEMPLOYMENT INSURANCE FUND GUARANTEE

1. WE HAVE GIVEN THE FOLLOWING TO JGOO AS OUR SUGGESTED LANGUAGE FOR A MEMORANDUM OF UNDERSTANDING BETWEEN GOJ AND GRI CONCERNING THE UNDERWRITING OF THE UNEMPLOYMENT INSURANCE FUND. WE ARE CONCERNED WITH THE TOO FREE USE BY GRI OF UNEMPLOYMENT INSURANCE RESERVE FUNDS AS WELL AS THE OTHER SOCIAL INSURANCE RESERVES. WE ANTICIPATE THAT IF GOJ WERE TO UNDERWRITE UNEMPLOYMENT INSURANCE, THE JAPANESE MIGHT THEN EXERT A HEALTHY RESTRAINING INFLUENCE. WE BELIEVE THE AGREEMENT SHOULD BE BETWEEN GRI AND GOJ WITH THE DIRECTORS OF THE GENERAL AFFAIRS, WELFARE AND LABOR DEPARTMENTS SIGNING ON BEHALF OF GRI AND APPROPRIATE OFFICIALS SIGNING FOR GOJ. THE DOCUMENT SHOULD BE ~~QUOTE~~ "APPROVED ON BEHALF OF THE HIGH COMMISSIONER" ~~END QUOTE~~ AND SIGNED BY THE USCAR CHIEF OF ADMINISTRATION.

SUGGESTED LANGUAGE FOLLOWS:

1. PURPOSE. THE PURPOSE OF THIS MEMORANDUM IS TO GUARANTEE THE SOLVENCY OF THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS (GRI) AND THEREBY TO ASSURE THAT MONEY WILL BE AVAILABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS AND OTHER BENEFITS AS SET FORTH IN THE GRI UNEMPLOYMENT INSURANCE LAW TO

INSURED

- 2 -

INSURED WORKERS WHO BECOME UNEMPLOYED AND WHO ARE ENTITLED TO BENEFITS UNDER THE LAW.

2. GUARANTEE. THE GOVERNMENT OF JAPAN (GOJ) EXTENDS ASSURANCE THAT IN CASE THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF GRI BECOMES EXHAUSTED OR IS SO NEARLY EXHAUSTED THAT GRI IS UNABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS IN FULL TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN THEY ARE DUE, THEN THE GOJ WILL MAKE MONEY AVAILABLE TO GRI, FOR DEPOSIT IN THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT, AS NECESSARY TO ENABLE GRI TO PAY BENEFITS TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN DUE.

3. PROCEDURE. IN CASE GRI FINDS THAT ASSISTANCE FROM GOJ WILL BE NEEDED IN THE NEAR FUTURE TO PREVENT DELAY IN BENEFIT PAYMENTS, THE CHIEF EXECUTIVE OF GRI WILL PREPARE A REQUEST FOR A GRANT OF FUNDS UNDER THIS GUARANTEE. THIS REQUEST SHALL ~~BE~~ ADDRESSED TO THE APPROPRIATE AUTHORITY IN GOJ THROUGH THE CIVIL ADMINISTRATOR. THE REQUEST WILL BE ACCOMPANIED BY THE CHIEF EXECUTIVE'S ESTIMATE OF THE AMOUNT OF MONEY WHICH WILL BE NEEDED AND THE TIME WHEN IT WILL BE NEEDED. THE CHIEF EXECUTIVE SHALL NOT INCLUDE IN ONE REQUEST MONEY ESTIMATED TO BE NEEDED FOR MORE THAN 60 DAYS BUT HE MAY SUBMIT SUBSEQUENT REQUESTS FOR MORE MONEY. THE CIVIL ADMINISTRATOR MAY TRANSMIT A REQUEST TO THE APPROPRIATE AUTHORITY IN GOJ.

4.

4. REIMBURSEMENT WILL NOT BE CLAIMED. GOJ AGREES THAT IT WILL NOT SEEK REIMBURSEMENT FOR ANY MONEY WHICH IT MAKES AVAILABLE TO GRI UNDER THE PROVISIONS OF THIS MEMORANDUM. REIMBURSEMENT WILL NOT BE SOUGHT DIRECTLY OR INDIRECTLY FROM GRI OR ITS SUCCESSOR AGENCY, NOR FROM THE UNITED STATES OF AMERICAN OR ANY OF ITS AGENCIES.

5. EFFECTIVE DATE. THIS MEMORANDUM WILL GO INTO EFFECT ----- 1970 AND WILL CONTINUE IN EFFECT UNTIL THE REVERSION OF THE ADMINISTRATIVE CONTROL OF OKINAWA TO JAPAN.

For Setu JL

QVL OTA273ALA968UL018

PP RUALOT

ACTION RUAOBQA 4204 1061711

UNCLASSIFIED CONTROL: 926

POL-5 ZNR UUUUU
P 160745Z APR 70

RECD: APR 17, 1970
2:45 AM

INFO FM HICOMRY OKINAWA RYIS

AMB TO AMEMBASSY TOKYO

(Vocational Training Center)

DCM BT

ASA2 UNCLAS

AREC NCRI-LA

PA SUBJ: UNEMPLOYMENT INSURANCE FUND GUARANTEE

ACU A. MY 010045Z APR 70

PM 1. WE HAVE GIVEN THE FOLLOWING TO JGOO AS OUR SUGGESTED

POL A LANGUAGE FOR A MEMORANDUM OF UNDERSTANDING BETWEEN GOJ AND

ECON: GRI CONCERNING THE UNDERWRITING OF THE UNEMPLOYMENT INSURANCE

ADMIN FUND. WE ARE CONCERNED WITH THE TOO FREE USE BY GRI OF

UNEMPLOYMENT INSURANCE RESERVE FUNDS AS WELL AS THE OTHER

CONV SOCIAL INSURANCE RESERVES. WE ANTICIPATE THAT IF GOJ WERE

ADMIN TO UNDERWRITE UNEMPLOYMENT INSURANCE, THE JAPANESE MIGHT

Y-RA THEN EXERT A HEALTHY RESTRAINING INFLUENCE. WE BELIEVE THE

PAO AGREEMENT SHOULD BE BETWEEN GRI AND GOJ WITH THE DIRECTORS OF

USIS THE GENERAL AFFAIRS, WELFARE AND LABOR DEPARTMENTS SIGNING ON

CHRON: BEHALF OF GRI AND APPROPRIATE OFFICIALS SIGNING FOR GOJ. THE

DOCUMENT SHOULD BE QUOTE APPROVED ON BEHALF OF THE HIGH

OSKA

USJ2

33/RE PAGE 2 RUAOBQA4204 UNCLAS

COMMISSIONER END QUOTE AND SIGNED BY THE USCAR CHIEF OF ADMINISTRATION. SUGGESTED LANGUAGE FOLLOWS:

1. PURPOSE. THE PURPOSE OF THIS MEMORANDUM IS TO GUARANTEE THE SOLVENCY OF THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS (GRI) AND THEREBY TO ASSURE THAT MONEY WILL BE AVAILABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS AND OTHER BENEFITS AS SET FORTH IN THE GRI UNEMPLOYMENT INSURANCE LAW TO INSURED WORKERS WHO BECOME UNEMPLOYED AND WHO ARE ENTITLED TO BENEFITS UNDER THE LAW.

2. GUARANTEE. THE GOVERNMENT OF JAPAN (GOJ) EXTENDS ASSURANCE THAT IN CASE THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF GRI BECOMES EXHAUSTED OR IS SO NEARLY EXHAUSTED THAT GRI IS UNABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS IN FULL TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN THEY ARE DUE, THEN THE GOJ WILL MAKE MONEY AVAILABLE TO GRI, FOR DEPOSIT IN THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT, AS NECESSARY TO ENABLE GRI TO PAY BENEFITS TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN DUE.

3. PROCEDURE. IN CASE GRI FINDS THAT ASSISTANCE FROM GOJ WILL BE NEEDED IN THE NEAR FUTURE TO PREVENT DELAY IN BENEFIT PAYMENTS, THE CHIEF EXECUTIVE OF GRI WILL PREPARE A REQUEST

UNCLASSIFIED

PAGE 3 RUAOBQA4274 UNCLAS

UNCLASSIFIED

FOR A GRANT OF FUNDS UNDER THIS GUARANTEE. THIS REQUEST SHALL BE ADDRESSED TO THE APPROPRIATE AUTHORITY IN GOJ THROUGH THE CIVIL ADMINISTRATOR. THE REQUEST WILL BE ACCOMPANIED BY THE CHIEF EXECUTIVE'S ESTIMATE OF THE AMOUNT OF MONEY WHICH WILL BE NEEDED AND THE TIME WHEN IT WILL BE NEEDED. THE CHIEF EXECUTIVE SHALL NOT INCLUDE IN ONE REQUEST MONEY ESTIMATED TO BE NEEDED FOR MORE THAN 60 DAYS BUT HE MAY SUBMIT SUBSEQUENT REQUESTS FOR MORE MONEY. THE CIVIL ADMINISTRATOR MAY TRANSMIT A REQUEST TO THE APPROPRIATE AUTHORITY IN GOJ.

4. REIMBURSEMENT WILL NOT BE CLAIMED. GOJ AGREES THAT IT WILL NOT SEEK REIMBURSEMENT FOR ANY MONEY WHICH IT MAKES AVAILABLE TO GRI UNDER THE PROVISIONS OF THIS MEMORANDUM. REIMBURSEMENT WILL NOT BE SOUGHT DIRECTLY OR INDIRECTLY FROM GRI OR ITS SUCCESSOR AGENCY, NOR FROM THE UNITED STATES OF AMERICAN OR ANY OF ITS AGENCIES.

5. EFFECTIVE DATE. THIS MEMORANDUM WILL GO INTO EFFECT ----- 1970 AND WILL CONTINUE IN EFFECT UNTIL THE REVERSION OF THE ADMINISTRATIVE CONTROL OF OKINAWA TO JAPAN

BT #4274

UNCLASSIFIED

QVL OTA273ALA968UL013
 PP RUALOT
 ACTION RUAOBQA 4274 1061711
 POL 5 ZNR UUUUU
 P 160745Z APR 70
 INFO FM HICOMRY OKINAWA RYIS
 AMB TO AMEMBASSY TOKYO
 DCM BT
 ASAP UNCLAS
 AER NCRI-1A

UNCLASSIFIED CONTROL 926

REGD: APR 17 1970

2:45 AM

SUBJ: UNEMPLOYMENT INSURANCE FUND GUARANTEE

A. MY 010045Z APR 70

1. WE HAVE GIVEN THE FOLLOWING TO JG00 AS OUR SUGGESTED LANGUAGE FOR A MEMORANDUM OF UNDERSTANDING BETWEEN GOJ AND GRI CONCERNING THE UNDERWRITING OF THE UNEMPLOYMENT INSURANCE FUND. WE ARE CONCERNED WITH THE TOO FREE USE BY GRI OF UNEMPLOYMENT INSURANCE RESERVE FUNDS AS WELL AS THE OTHER SOCIAL INSURANCE RESERVES. WE ANTICIPATE THAT IF GOJ WERE TO UNDERWRITE UNEMPLOYMENT INSURANCE, THE JAPANESE MIGHT THEN EXERT A HEALTHY RESTRAINING INFLUENCE. WE BELIEVE THE AGREEMENT SHOULD BE BETWEEN GRI AND GOJ WITH THE DIRECTORS OF THE GENERAL AFFAIRS, WELFARE AND LABOR DEPARTMENTS SIGNING ON BEHALF OF GRI AND APPROPRIATE OFFICIALS SIGNING FOR GOJ. THE DOCUMENT SHOULD BE QUOTE "APPROVED ON BEHALF OF THE HIGH

COMMISSIONER END QUOTE AND SIGNED BY THE USCAR CHIEF OF ADMINISTRATION. SUGGESTED LANGUAGE FOLLOWS:

PAGE 2 RUAOBQA4274 UNCLAS

1. PURPOSE. THE PURPOSE OF THIS MEMORANDUM IS TO GUARANTEE THE SOLVENCY OF THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS (GRI) AND THEREBY TO ASSURE THAT MONEY WILL BE AVAILABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS AND OTHER BENEFITS AS SET FORTH IN THE GRI UNEMPLOYMENT INSURANCE LAW TO INSURED WORKERS WHO BECOME UNEMPLOYED AND WHO ARE ENTITLED TO BENEFITS UNDER THE LAW.

2. GUARANTEE. THE GOVERNMENT OF JAPAN (GOJ) EXTENDS THE ASSURANCE THAT IN CASE THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF GRI BECOMES EXHAUSTED OR IS SO NEARLY EXHAUSTED THAT GRI IS UNABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS IN FULL TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN THEY ARE DUE, THEN THE GOJ WILL MAKE MONEY AVAILABLE TO GRI, FOR DEPOSIT IN THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT, AS NECESSARY TO ENABLE GRI TO PAY BENEFITS TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN DUE.

3. PROCEDURE. IN CASE GRI FINDS THAT ASSISTANCE FROM GOJ WILL BE NEEDED IN THE NEAR FUTURE TO PREVENT DELAY IN BENEFIT PAYMENTS, THE CHIEF EXECUTIVE OF GRI WILL PREPARE A REQUEST

UNCLASSIFIED

吉川 4/18
 在
 大
 利
 一
 書
 記
 長
 官
 へ
 送
 り
 入
 付
 せ
 る
 事
 務
 上
 の
 手
 配
 を
 願
 ひ
 申
 上
 せ
 ます。

PAGE 3 RUAOBQA 4224 UNCLAS

~~UNCLASSIFIED~~

FOR A GRANT OF FUNDS UNDER THIS GUARANTEE. THIS REQUEST SHALL BE ADDRESSED TO THE APPROPRIATE AUTHORITY IN GOJ THROUGH THE CIVIL ADMINISTRATOR. THE REQUEST WILL BE ACCOMPANIED BY THE CHIEF EXECUTIVE'S ESTIMATE OF THE AMOUNT OF MONEY WHICH WILL BE NEEDED AND THE TIME WHEN IT WILL BE NEEDED. THE CHIEF EXECUTIVE SHALL NOT INCLUDE IN ONE REQUEST MONEY ESTIMATED TO BE NEEDED FOR MORE THAN 60 DAYS BUT HE MAY SUBMIT SUBSEQUENT REQUESTS FOR MORE MONEY. THE CIVIL ADMINISTRATOR MAY TRANSMIT A REQUEST TO THE APPROPRIATE AUTHORITY IN GOJ.

4. REIMBURSEMENT WILL NOT BE CLAIMED. GOJ AGREES THAT IT WILL NOT SEEK REIMBURSEMENT FOR ANY MONEY WHICH IT MAKES AVAILABLE TO GRI UNDER THE PROVISIONS OF THIS MEMORANDUM. REIMBURSEMENT WILL NOT BE SOUGHT DIRECTLY OR INDIRECTLY FROM GRI OR ITS SUCCESSOR AGENCY, NOR FROM THE UNITED STATES OF AMERICA OR ANY OF ITS AGENCIES.

5. EFFECTIVE DATE. THIS MEMORANDUM WILL GO INTO EFFECT ~~ON~~ 1978 AND WILL CONTINUE IN EFFECT UNTIL THE REVERSION OF THE ADMINISTRATIVE CONTROL OF OKINAWA TO JAPAN.

BT

#4224

~~UNCLASSIFIED~~

ノカヒ
石大
傳殿

大政外務省
事務次長
大臣官舎審判長
儀総人電厚計
儀書文會管給
儀費

國資長
領移長
參調析企
參領旅移

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

187

総番号(TA) 40055
70年8月14日 16時45分 沖繩 発信
70年8月14日 19時00分 本省 着
外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

主管 米北1

全軍労の動向

第275号 略

往電第272号に関し

全軍労は13日よる中央闘争委員会を開催。終了後上原委員長が記者会を行なった(ススキ立会い)概要次の通り。

(1) 結果的には前日の拡大執行委員会で採択された闘争方針がほぼ原案通り決定された。(冒頭往電参照)

(2) エクスチェンジ支部で実施している「すわり込み闘争」を全組合で実施せよとの多数意見があり、その方面で再検討することとした。

(3) ストライキ決行については、9月/5日の解雇発効をひかえ、8月末ないし9月/日ころにくり上げよとの意見があつたが、準備期間が必要であることから原案通り9月/0日前後ということとなつた。ストの規模については情勢判断の上決定する。

(4) スト決行の想定時点まで未定間があるので、今後米軍との交渉をくり返して行きたい。

ア 参地中東
長 北 西
参北北
中 南 参一
参西東洋
東

近ア長 参近ア
次総経国万

長協協長 参賀統
参政技二 国一理
参政経科
軍社専
参道内外
一二

外務省

ソカヒ
万大
傳殿

大政外務省
事務次長
大臣官舎審判長
儀総人電厚計
儀書文會管給
儀費

國資長
領移長
参調析企
参領旅移

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

408/

総番号(TA) 40431
70年8月17日 17時30分 沖繩 発信
70年8月17日 20時07分 本省 着
外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

主管 米北1

渉外局長内話

2. 総訓

第280号 略

往電第275号に関し

クラーク渉外局長は、17日当面の諸問題につきカヤに要旨下記の通り述べた趣。

1. 全軍労の問題については、米側内部で情勢分せきを行なっているが、上原としては、解雇そのものにつき何らかの実力上の意思表示(DEMONSTRATIONS)を行なわざるを得ないであろうから、9月中旬のストはそれまでに格段の情勢の変化なき限り実行されるものと受取っている。ただし、今回はストそのものから得られるべき果実は殆んど見当らず、反面ストに伴なうちよいかい処分が行なわれることが予見されるとすれば、今度は右処分のけい減のための交渉という段取りとなり、かかる交渉の妥協の如何によつて事態が一応平常化するというお決りの経過をたどることが予想される。なお、一部のクラブ及びPXの直接雇よう制度から請負制度への移行は、就労の機会は実質的に引続き確保される反面、賃銀のカット及びボーナス、退職金に対する資格(ENTITLEMENT)のそ

ア 参地中東
長 北 西
参北北
中 南 参一
参西東洋
東

近ア長 参近ア
次総経国万

長協協長 参賀統
参政技二 国一理
参政経科
軍社専
参道内外
一二

外務省

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

う失を伴うので組合側の反応がえいびんであることは理解し得るも、予算上の削減に伴う一連の措置である以上止むを得ない。

また、日本政府の退職金差額補てんの意思表示は米側の高く評価するところであり、かかる措置のかん和的 (PLACATORY) 効果は少なからざるものがあると思われる。

2. 職業訓練所についての覚書については、土地購入及び建物建設の資金のソースの正当性 (LEGITIMACY) の問題があり、GRIによる失業保険積立金の一方的流用は、軍の解雇の継続が予想されることのほか、米側として本来異存があるわけであるが、同時に訓練所の建設は既定事実であるからこの間にあつて何らかの解決策を見出すことが急務であると思う。しかし、本件は主としてGRIとUSCARの間の問題であり、いわゆる日米の「外交レベル」の交渉にまで問題を持込むことは時期しよう早である。GRIから今後はかかる資金の誤まれる流用は行なわない。または、失業保険金に不足を生じた場合GOJとGRIで責任をもつて補てんするなどのコミットメントを取付けることなど未だつくすべき余地もあると思うので(文書によるコミットメントにはGRIまたはGOJ側で異論あるやに聞いているが) GRIとUSCARの話し合いを

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

要すれば主席及び民政官のラインまでレベル・アップして話し合いを継続したい。

(当代表部注。米側意向については事務局ミナムネ調査官に改めてGRI側に伝えるよう依頼済。)

(丁)

秘密表示 (赤印)

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	/	/	2
付		至9時、浮付	

付属検査渡り

発送日	昭和45年9月21日
処理日	
発信	電タイプ
検査	

* 秘密標準 (赤色)

文書器具 (100)

公 信 案 (分類)

公信番号	米北1第65号	公信日付	昭和45年9月21日
大臣	主 管	起案	昭和45年9月19日
政務次官	アメリカ局長	起案者	吉川
事務次官	参事官	電話番号	445
外務審議官	北米才一課		
外務審議官			
官房長			
協 議 先			
受信者	準備委日本政府代表	発信者	外務大臣
送附先		(新設送附日)	9月19日
件 名	沖縄の総合職業訓練所覚書に付		
GA-2	21 外 3 省	回覧番号	

米北1才65号

昭和45年9月21日

沖縄復帰準備委員会
日本国政府代表 殿

外 務 大 臣

(件名)

沖縄の総合職業訓練所覚書に付

引用公・電信
日付・番号 貴電沖275号の2.

1. 本件覚書案に關し、^{沖縄北米対策庁によれば}29日後知念
琉球政府行政副主席リベネット副民
政官に署名督促方を請せし、米國
民政務側は依然琉政失業保険特
別会計に赤字を生ずるを以て、

* 付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

GA-2-1 外 務 省

(※印は文書書記人)

ア×カ局北米課 担当官

態度に固執してこの趣につき、~~██████████~~ 15.

去る9月4日在京米國大使館担当官
に招致し、本件訓練所設置の重要性を
あらためて指摘し、^側民政府の懸念に

いさか如き問題を生じ得ない旨説明
した。

よって、米側の要請に基づき、9月14日

別添資料を在京米國大使館担当官
に手交せしめ、~~██████████~~、現地

米側の説得を要請し、おこした。

よって、2. ~~██████████~~ 在京米國大使館^は

別添資料~~██████████~~を民政府に送付
民政府と説得を努力中とのこと

12月17日のことであるが、貴代表部^は

民政府に別添資料^の説明^{の上}、~~██████████~~

~~██████████~~ 本件

覚書の早急署名実現を努力したい。

3. 又、琉球政府は、本件訓練所

を10月1日に開所すべく準備を進

めてこの趣につき、参考まで。

24.9.14
2015年
10月1日現在

失業保険の福祉施設について

1 保険制度が被保険者の偶発的な事故による所得の喪失を補填するに必要とされる技能とすることは、いままではなにか、所得の補填に限定することなく、一歩すすんで保険事故そのものの防止と解消を図ることと保険事業運営の重要な課題である。

2 職業訓練施設は労働者に技能習得させることにより、失業の予防

と、再就職の促進を図る技能を有することによって失業保険の福祉施設として設置運営するべきものである。本土の失業保険では、昭和

28年度に於いて失業保険福祉施設として総合職業訓練所(8所)等が設置され、以来、失業保険施設は年々拡充強化され(30年8月

失業保険法の一部改正により、あつた福祉施設は肉付第一章が追加され、45年度予算では85763百円(うち職業訓練関係10512百円総計86651)と分けていた。

3 沖縄において1958年失業保険法が制定され、第四章に福祉施設の規定が設けられ、政府は失業の予防、就職の促進その他被保険者及び被保険者である者の福祉の増進を図るための必要を施設を執行)として規定されている。

4 一方 沖繩においても本土と同様技能労働者の不足が目立っており
職業訓練に対する要望は増大している。今後沖繩全省の工業化の
進展を考慮すると職業訓練による技能労働者の養成確保は一段
と増大するものと考えられる。このため、1969年5月本土の旧職業訓練
法とほぼ同内容の職業訓練法が制定されたところであるが、職業訓練
の実施状況は極めて低調であり、本土の水準に比べ著しく遅れて
いる。また、最近沖繩では単肉保高職者が多発しており、今後大量
の高職者が発生するに比せられるところである。このため本土同様失業
保険種別施設として早急の要員の技能を付与する職業訓練施設を
設置し、沖繩全省の振興と多発する失業者の就職促進を図る必要
がある。しかし、職業訓練所の設置については多額の資金が必要
なことから、かみ沖繩失業保険の財政状況等を考慮し、本土失業
保険の福祉施設として機械建設費及び運営費等の全費を負担(昭和
44年度～45年度施設整備費44,4百円、運営費28百円)し、実質的の財政
援助を行的にとりこむこととなる。

(注)
(1) 日本琉球同委員会の高野千寿臣に対し、昭和43年9月30日
付勅告木ノ85ハ小1) 沖繩に職業訓練所を設置する必要があり、また

その設置の爲に日本政府から提供される協力を以て便宜を図るよう勸告している。

(2) 昭和44年1月13日付日米協議委員会からの回令において米側より日本側に対し 沖縄援助計画の一環として職業訓練所の建設のついて要望があり、日本側はこれに対し 雇用促進事業団の昭和44年度事業計画の一環として実施する旨付言し米側とこれを了承している。

(3) 職業訓練実施状況

所	数	職種数	訓練生数(延)
沖縄	2所	14職種	712人
本土	428校	2417訓練科	130435人

5. 沖縄失業保険勘定の收支見通しは別紙のとおりであり 福祉施設に相当額を充当しては保険給付に支障を来さずと見込まれる。

沖繩失業保険法 (抜萃)

第39条 (保険料率)

法保険料率は1000分の10とする。

2 行政主席は毎会計年度において徴集した保険

料総額と政府の負担額(第37条第2項の規定に

おとすくものを除く。)との合計額と支給した保険給

付総額と福祉施設に要した費用(翌年度への繰

越額を含む。)との合計額との差額を当該会計年

度末における社会保険特別会計の失業保険基金の

積立金に加減した額が当該会計年度において徴

集した保険料総額の4倍に相当する額を越え、又

は当該保険料総額に相当する額を下るに至った

場合において必要があると認めるときは、職業

安定審議会及び船員職業安定審議会の意見を

基いて、1000分の8から1000分の12までの範囲内

において前項に規定する保険料率を変更する

ことができる。

平成25年度
 本会 5000万円 積立金

失業保険財政状況 (実績)

年度	歳入					歳出					差引剰余金	剰余金累計
	保険料	政府負担金	運用収入	諸収入	計	保険金	福祉施設費	諸支出金	業務費	計		
43	1,329,959.21	367,200.00	428,637.20	9,800.66	2,135,595.07	907,937.17	156,136.11	1,113.22	153,259.00	1,220,446.00	915,149.07	5,081,482.90
44	1,579,362.59	55,000.00	348,945.48	280,809.00	2,264,117.60	1,314,978.00	751,239.42	767.45	178,149.00	2,245,134.87	18,982.73	5,100,465.63
45	1,937,542.00	352,611.00	257,698.00	9,503.00	2,557,354.00	1,539,784.00	622,789.00	364.00	215,471.00	2,448,408.00	108,946.00	5,209,411.63

注1: 44年度 積立金 5,100,465.63 ドルのうち 270,000.00 ドルを減額補正し、給付費に使用した。
 注2: 45年度は決算前のため暫定数である。

今年度止の決算で、剰余金は増加し、総額の増減は、差引額に依る。

昭和46年度収支見込

(単位 ドル)

歳 入		歳 出	
保険料収入	2,026,491	給付費	2,000,465
一般会計より受入	850,654	その他の経費	1,109,157
その他の収入	821,930	予備費	589,453
合 計	3,699,075	合 計	3,699,075

昭和
46年度
2,000人

- 注 1. 歳入の「その他の収入」とは、本土法相当給付、運用収入、諸収入である。
 2. 歳出の「その他の経費」とは、本土法相当給付福祉施設費、諸支出金、業務取扱費である。
 3. 歳入の一般会計より受入 850,654ドルのうち、44年度不足額 343,553ドルを含む。
 4. 46年度に軍離職者関係として、2,000人の受給者が 857,723ドルの増額が見込まれる。

過去34年の被保険者及び受給者実人員状況

		実績			対前年度増(△減)		
		'68(543)年度	'69(544)年度	'70(545)年度	'68(543)年度	'69(544)年度	'70(545)年度
被 保 険 者	総数	114,054 ^人	117,528 ^人	119,140 ^人	3,809 ^人	3,474 ^人	1,612 ^人
	民間関係	81,002	84,482	87,777	3,394	3,480	3,295
	軍関係	33,052	33,046	31,363	415	△6	△1,683
受 給 者 実 員	総数	1,486	1,812	1,767	392	326	△45
	民間関係	1,192	1,502	1,275	397	310	△227
	軍関係	294	310	492	△5	16	182

軍関係離職者数の変動による保険給付に要する資金額

離職者数	平均受給月額 $\frac{60}{100}$	平均受給月数 年数の平均	(A) 金額	(B) (A)の内保険料負担額	(C) (A)の内政府負担額
5,000 ^人	108.90 ^円	5 ^{ヶ月}	2,722,500.00 ^円	2,041,875.00 ^円	680,625.00 ^円
6,000	108.90	5	3,267,000.00	2,450,250.00	816,750.00
7,000	108.90	5	3,811,500.00	2,858,625.00	952,875.00
8,000	108.90	5	4,356,000.00	3,267,000.00	1,089,000.00
9,000	108.90	5	4,900,500.00	3,675,375.00	1,225,125.00
10,000	108.90	5	5,445,000.00	4,083,750.00	1,361,250.00
12,000	108.90	5	6,534,000.00	4,900,500.00	1,633,500.00

- (注) 1. 平均受給月額(扶養手当を含む)は45年の4,5,6月の平均である。
 2. 平均受給月数は、44年45年の平均である。
 3. 積立金から支払するのは(B)欄の額である。

25.9.14
 5.12.12 平
 7.12.12 平 (平)

Balance of Unemployment Insurance (Actual Results)

Fiscal Year	Revenue					Expenditure					Surplus	Total of Surplus
	Premium	Govt. Charge	Operational Income	Other Income	Total	Benefit	Welfare Facilities Expenditure	Other Expenditure	Operational Expenditure	Total		
1968	1,327,757.21	367,200.00	428,634.70	9,800.66	2,133,386.57	907,737.17	156,136.11	1,113.22	153,259.00	1,220,445.50	915,149.07	5,081,483.90
1969	1,577,362.62	55,000.00	348,745.48	280,809.00	2,261,917.10	1,314,978.92	751,237.42	767.45	178,149.00	2,245,134.84	18,982.26	5,996,632.97
1970	1,937,542.00	352,611.00	257,698.00	9,500.00	2,557,354.00	1,537,784.00	672,789.00	364.00	215,471.00	2,448,408.00	108,946.00	5,745,615.73

Note: 1 The amount of 270,000 US dollars in 5,996,632.97 US dollars of Fiscal Year ^{Reserve Fund} was spent as benefits.
 2 The figure of Fiscal Year 1970 is provisional ones before the settlement of accounts.

Balance Prospect for 1971 Fiscal Year

(US Dollar)

Revenue		Expenditure	
Premium	2,026,491	Benefit	2,000,465
Receipt from General Account	850,654	Other Expenditure	1,109,157
Other Income	821,930	Reserve	589,453
Total	3,699,075	Total	3,699,075

- Notes: 1. Other income of revenue means benefits, operational incomes and other incomes equivalent to those under the Mainland Law.
2. Other expenditure of Expenditure means benefits, welfare facilities, other expenditure and operational expenditure equivalent to those under the Mainland Law.

3 850,654 US dollars of Revenue in Receipt from General Account includes
343,553 US dollars of deficit of Fiscal Year 1969.

4 Unemployment insurance benefits are expected to increase as the
amount of 852,723 US dollars for 2,000 displaced persons from
U.S. military facilities.

The Number of Unemployed Persons and Actual Recipients

		Actual Number			Increase (Decrease) to the preceding year		
		1968	1969	1970	1968	1969	1970
Unemployed Persons	Total	114,054 ^{persons}	117,528 ^{persons}	119,140 ^{persons}	3,809 ^{persons}	3,474 ^{persons}	1,612 ^{persons}
	Civil	81,002	84,482	87,777	3,394	3,480	3,295
	Military	33,052	33,046	31,363	415	Δ 6	Δ 1,683
Actual number of Recipients	Total	1,486	1,812	1,767	392	326	Δ 45
	Civil	1,192	1,502	1,275	397	310	Δ 227
	Military	294	310	492	Δ 5	16	182

The Amount necessary for Insurance Benefits in accordance with the Change of the Number of Displaced Persons from U.S. Military Facilities

Displaced Persons ^{persons}	Amount of Average Monthly Benefits ^{U.S. \$}	Average Month ^{month}	(A) Amount of Money	(B) Paid from Premium	Paid from Gov't Charge ^{U.S. \$}
5,000	108.90	5	2,722,500.00 ^{U.S. \$}	2,041,875.00 ^{U.S. \$}	680,625.00 ^{U.S. \$}
6,000	108.90	5	3,267,000.00	2,450,250.00	816,750.00
7,000	108.90	5	3,811,500.00	2,858,625.00	952,875.00
8,000	108.90	5	4,356,000.00	3,267,000.00	1,089,000.00
9,000	108.90	5	4,900,500.00	3,675,375.00	1,225,125.00
10,000	108.90	5	5,445,000.00	4,083,750.00	1,361,250.00
12,000	108.90	5	6,534,000.00	4,900,500.00	1,633,500.00

- Note:
1. The amount of average monthly benefits is the average of benefits paid for April, May and June of 1970.
 2. The average month is the average of 1969 and 1970.
 3. The amount in the column (B) is paid from the Reserve Fund.

琉球政府の失業保険特別会計の
財政見通しについて

45.9.11
振興課

1. 琉球政府の失業保持金は年間400~500千円の積立を計上し、1920年未までは5,900千円の積立金をもっている。
予算要求上の資料によっても繰越利益は未見で8,000千円を以て外に一部は積立金の運用として土地建物の固定資産を取得してなるので現預金を240千円所有する状態（あり）その経理状況は極めて良好である。

又 今後の失業保険の保険給付の見込からいへば正確には予測することは困難であるが、1922年度の給付見込としては2,249,832千円（一般失業分）を見込んでゐる。

〔備考〕 一般失業保険給付 2,249,832千円の根拠

(1) 初期受給者数及び初期受給率

区 分	1919年	8	9	10	11	12	1920年	1	2	3
初期受給者数	402	292	258	257	242	350	259	342	484	
被保険者数	118,918	119,813	120,220	120,695	121,141	121,903	121,952	120,029	112,167	
初期受給率	0.3%	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.4	

(2) 受給月数

区 分	1916年	1917	1918	1919	1920	平均(年)
受給者数	1,808	1,094	1,987	1,815	1,645	
初期受給者	314	198	303	358	320	
受給月数	5.8	5.5	4.9	5.1	5.4	5.3

総 理 府

B-4 労働局資料(100年度)

45/9/14
労働局長 佐々木 武

1971年度、1972年度とも 1966～1969年度の平均受給月額が5.3月
と、1969年度の5.1月の平均値である5.2月で推移するもの
見込む。(本土は4.12月)

(3) 受給月額

1966年度～1970年度における対前年度平均の上昇率 12.2%
で推移するものと見込む。

$$57.28^{1970} \times 1.122 \times 1.122 = 72.11^{1971}$$

(1970年度) 1971年度 1972年度

(4) 72一般失業保険給付中は、年間保険料率の大量解雇を原状で考
慮し、初回支給率は1970年3月の0.4(1970年度中の最高)
とし、また初回支給者も1970.3月の487人(1970年度中の
最高)を考慮し500人とし、以下のとおり算定した。

$$125.116^{1970} \times 0.4 \times 5.2 \times 72.11^{1971} \times 12.2\% = 2,250^{1971}$$

1972年度保険料率 初回支給率 支給月数 平均支給月額

500人
2,600人
(支給者実数)

3 1970年度末見込で、5,045.615千円(57年度 5,996.633千円)
の積立金をとてみるが、これも年間保険料の解雇加算分の

実額(1969年6月1日～1970年6月30日)である15,044名程度
の解雇を予定されることによる場合の保険給付は

$$\frac{1,504}{13} \times 5.2^B \times 64^{22} \times 12.2^B = 485,503 \text{ 千円}$$

(初回支給者)

総 理 府

である。これは積立金額の10以下である。

4 また半億の失業保険法第36条の規定では「失業予防、就職の促進その他被保険者加被保険者であった者の福祉の増進を図るため必要を施設を行ふこととすることができる。」とあり、これは本土の失業保険法第21条の「政府は、失業予防、就職の促進その他被保険者加被保険者であった者の福祉の増進を図るため……職業訓練のための施設、住居を移転して就職する者のための宿泊施設その他必要を施設を行ふこととすることができる。」の規定と規定一致するものであり、積立金を福祉施設へ運用することは法律上合法的に行なわれてゐるものである。

5 沖繩の失業保険法令に対しては本土政府としても1920年頃から保険給付の国庫負担相当分を継続して援助してきておりこの方針は当然1922年改定にあつても踏襲されたものであり、また復讐後の措置については失業保険が国家管理の保険である性質上、共済の財政が比喩的な状態にあつても本土の地方自治はこれを引継ぐことは当然である。

6 被保険者に対する福祉施設としては琉球が行なつた勤労福祉センターは本土の雇用促進事業団の援助による総合職業訓練所等をもつて一定の区画をつけ、琉球の失業の積立金は復讐後、今後一切福祉施設への運用を行なはんとし琉球に維持的をせよといふこととある。

万大 附設
 事務次長 典房
 長官官審審長長
 儀総人電厚計
 備書文会管給
 國資長領移具
 参調折企
 参領旅移
 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 参一
 中 参西京洋
 南 西東
 参近ア
 次総経国万
 参買統国
 技二
 一理
 参政経科
 軍社専
 参道内外
 一二

電信写

- 注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

288

総番号 (TA) 47802
 70年9月26日 13時10分 沖 繩 発 主 管
 70年9月 日 15時16分 本 省 着 米北/
 外務大臣殿 高瀬 [大使] 臨時代理大使 総領事 代理

総合職業訓練所問題

第39/号 略

貴信米北/第65号に関し

1. 全軍労問題につきカヤが24日ウイツセンヂヤ一民政
 府労働局長を往訪せる際、本件につき冒頭貴信の御趣旨に
 よりわが方の考え方につき更に説明せしめたところ、「ウ」
 はこの問題は労働ふく利行政についての米国の考え方とG
 RIの「利用し得る資金は必ずしも名分を問わず転用して
 可なり」とする実務主義との間のギャップから生じたもの
 であり、可成り根がふかいものと言わざるを得ないが、こ
 のほど日本政府当局者より新たる資料を得たので早急に
 検討することとしたいと述べた趣。

2. 26日ナコマツリゆう政労働局長は、カヤに対し、(イ)
 おきなわ失業保険かんじょうの収支の見通しでは、今後
 相当数の米軍雇用者の解雇があつても保険給付に支障を
 来す如きことはないこと、今後GRIとしては類似のふく
 利施設計画に本件資金を使用することは考えていないこと
 等につき民政府には要、細く説明しているつもりであらうが

外務省

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

米側が容易に納得しないのはやはり米側としての原則論
 についての主義主張がをを引いているためであると考えて
 いる。(ロ)しかし、現状を打開するためには本土政府よ
 り「本件失業保険かんじょうにあか字は事実上生じない」
 という説明のほか「たとえあか字を生じてもこれを補て
 んする」という将来についての一層のコミットメントの表
 明であれば米側がGRIに対する態度をなん化する上で
 大きな助けとなると思ふと述べた趣。

(丁)

(字手交済 26日 17:00)

-2-

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

47

総番号 (TA) 48264
70年9月29日 18時45分
70年9月30日 01時00分
沖繩 発信
本省 着信
主管 米地
外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

山野長官、米民政官との会談

第396号 略

29日山野対策庁長官はフィアリー米民政官を往訪し、約1時間 にわたり会談したところ、その主要点次の通り。(日本側キジ局長、エッタ書記官、米側クレーマー企画局長同席)

1。先づ長官より、来年度日政援助費の対策庁案を説明したが、民政官より、上記対策庁案によれば投融资が大はばな増額を見ているところ、右はGRI財政のあか字を招くおそれなきやと質したのに対し、長官は、右投融资は主として公共事業費によつて占められており、あか字を招かぬよう十分配慮したつもりである旨説明の上現在のあか字情勢については目下大蔵、自治、対策庁の3者で構成された調査団が早い意調査中なる旨述べた。

2。民政官より、最近の新聞報道によれば、じゅん視で「オキナワ」には海上保安庁所属の人員が配置される由であり、他方GRI総務局長にヤニ山出身の自治省職員が決定している由であるが、米側としては右に対し特に異議が

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

あるというわけではないが、かかる件に関しなるべく前広にGOJから相談を受けられないものかと思つている旨述べた。これに対し長官より、GOJとしてはGRIとの人事交流についての覚え書きが3者間で早急に取り交されることを望むものである旨述べるとともに、右覚え書きに関する日米間の話し合いには目下東京において行なわれていると了解するも、当地米側からも在京米大使館に対し本件促進方を働きかけられたい旨要望した。

3。総合職業訓練所問題につき、長官より、あらためて米側の配慮方申入れたのに対し、民政官は、本件についての米側見解はつとにGOJに送付済であり、回答待ちの段階である旨述べたが、長官は、本件は失業保険あか字問題と関連しているが、復帰後は本土の失業保険制度と一体化するので右あか字財政はその段階でGOJがかた代りすることが制度の求むるところとなろうと説明されたところ、民政官はGOJのかかる考え方をしかるべき文書にしてみたいということが米側のかねてからの希望である旨付言した。

4。最後に長官より、現在準備委で審議中の諸項目のうちりゆう政一般予算、税制、資金運用部資金の3項目については、GOJ内部において調整中で回答に暫時を要すべしと述べたところ民政官は、これらの分野におけるGOJの参加は大いに歓迎するところであり、米側として出来れ

ソカヒ
万大
博殿

大臣事務官
事務 典房
次官 審判局長
長官 総務局長
参事 文書會
事務官

参調析企
参領旅移

ア 参地中東
長 北東四
米長 北北保
中南審取
参西東洋
西東

ア 参審近ア
次総経国万
長 参貿統
参政技二
長 参参協制
参政経科
長 参社専
参道内外
長 参文長

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

れていないので、依然不十分であると言わざるを得ないとして別電第401号の米側原案を更にふえんして説明するところがあつたので、当方より、復帰時点以後については、制度の一体化により本件あか字うんぬんの問題は事実上解消することになることは明らかであるが、復帰前の時期のあか字補てんについてGOJが確定的な意を表示することは本来大きな困難があるので、何らかの妥協点を見ようとするれば、私見（カヤ）ではあるが、「あか字が生じた場合には予算のうら付けを条件として SUBJECT TO BUDGETARY APPROPRIATION Sやその補てんのため最大限の努力を行なうことを約する（USE ITS BEST ENDEAVOURS TO MAKE GOOD ANY SHORTFALL。。。。。）、というが如きラインの表現につき相互に工夫して米原案の（アンダーラインの部分の）修正案を考へることも一案であると思うと述べた。

2. 右に対しクレーマーより、これも私見であるがと前置きし、上記の表現を一步進め、「あか字が生じた場合には、GOJは日政援助予算の調整費（CONTINGENCY FUND）からその補てんを行なうことを約する」という如き言い方は不可能なりやと反問するところがあり、当方より、仮りにわが方が補てんにつき何らかの意思表示

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

をずる場合、如何なる費目からこれにじゆう当するかとい問題は今GOJ自体の問題であり、かかるSPECIFICな表現は何れにせよOUT OF THE QUESTIONであると述べたところ、クレーマーはクラーク等と相談の上「GOJ WILL GUARANTEE TO MAKE GOOD ANY SHORTFALL WHICH MAY ARISE。。FROM THE FUNDS AVAILABLE TO IT」の如き案ならば如何と再提案行なつた。当方より、右については「GOJ WILL MAKE GOOD ANY SHORTFALL WHICH MAY ARISE IN UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT FROM THE FUNDS WHICH WILL BE AVAILABLE TO IT AT THE TIME OF SUCH CONTINGENCY」(A)というようにパラフレーズした方がGOJ側にとってそれなりに改善になるう。かかる表現の場合はあか字が生じた場合万一その時点でアベイラブルな資金がなければ補てんは行なわれないこともあり得るという含みがより明確になるが、かかる了解のもとにGOJがあか字補てんの意思表示をするということであれば「わが方」として検討を加えることが相対的に容易になるのではないかと思うと述べたところ、クレーマーはかかる表現でも差支えないと思うので右案文でぜひGO

別添 2 秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

シカヒ
万大博取
天政事務外務省
務務典
次次
臣官官審審長長
儀総人冠厚前
儀書文会管注
費
園資長
参調折止
参領旅多

総番号(TA) 48752
70年10月1日20時15分 沖縄 主管
70年10月2日05時10分 本省 米北1
外務大臣 閣下 濑瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

労働職業訓練所問題

第400号 略

貴信米北/第65号及び往電第39/号に関し
労働職業訓練所問題に関し。30日カヤが事務局ミヤサキ次長と共に民政府クレーマー計画局長及びハクラーグ外局長を往訪協議せるところ。その模様下記の通りの趣。
(右に先立ちカヤより。民政府内部の強こう論者とされるデーヴィス労働局調整官に対し。GOJがGEI失業保険会計のあか字補てんを正面から確約すると言ふ如きコミットメントの文書を取付けることに米側が固執することは現実的にあらず。あくまで個人的感觸であるが。GOJに内在すべき(INHERENT)予算上の制約などの要素を考慮に入れた文言を工夫してゐることが事態の打開のため必要である旨を述べたところ。「デ」より。米側内部で検討して見たいとの反応があり。右をはいけいとして30日の話し合いが行なわれた経緯がある)
1。先づ米側より。今回GOJより提出された説明資料(園頭往信参照)はGOJのあか字補てんの意思表示が含ま

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

J内部が現実的配慮から本けん案の解決を図られたい旨切望するところがあり。当方より。本日のやりとりは然るべく内部に報告したいと述べ辞去した。

3。上記の協議は非公式の了解のもとにひが双方いわばパーソナルな調整案を討議した形で終了したが。米側としてはクレーマーの口ふんより察するに上記案文(A)の如き表現でこの際本件をまとめるにやぶさかでないことをはっきり示したものと受取られる次第であり。事態をこれ以上放置することは得策とは思料されないので右のライン(日本語では「日本政府はあき字が生じた場合には。その時点で利用し得る予算上の資金があればこれを用いその補てんを行なう」)にてこの際覚書案(別電第40/号米案のアンダーラインの部分を上記の如く修正する)につき合意することが当であると存せられるので関係方面と協議の上何分のき回電わずらわしい。

4。なお米側は右提案の形式に固執せず。上記の文言による民政官に対する書簡(わが方の発出者は当方一任)でも十分であるとしているので念のため。

5。上記経緯については事務局より対策庁に連絡済の由。

(了) - 4 -

外務省

秘

近丁長
参近ア
経経国万
長経協長
参質統
政技二
園一理
参参協
参政経科
長社専
参道内外
長文長

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

れていないので、依然不十分であると言わざるを得ないとして別電第401号の米側原案を更とふえんして説明するところがあつたので、当方より、復帰時点以後については、制度の一体化により本件あか字うんぬんの問題は事実上解消することになることは明らかであるが、復帰前の時期のあか字補てんについてGOJが確定的な意思表示することは本来大きな困難があるので、何らかの妥協点を見出すとすれば、私見（カヤ）ではあるが、「あか字が生じた場合には予算のうら付けを条件として（SUBJECT TO BUDGETARY APPROPRIATION）その補てんのため最大限の努力を行なうことを約する（USE ITS BEST ENDEAVOURS TO MAKE GOOD ANY SHORTFALL）」というが如きラインの表現につき相互に工夫して米原案の（アンダーラインの部分の）修正案を考へることも一案であると思うと述べた。

2. 右に対しクレーマーより、これも私見であるがと前置きし、上記の表現を一步進め、「あか字が生じた場合には、GOJは日政援助予算の調整費（CONTINGENCY FUND）からその補てんを行なうことを約する」という如き言い方は不可能なりやと反問するところがあり、当方より、仮りにわが方が補てんにつき何らかの意思表示

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

をする場合、如何なる費目からこれにじゆう当するかといふ問題は全くGOJ自体の問題であり、かかるSPECIFICな表現は何れにせよOUT OF THE QUESTIONであると述べたところ、クレーマーはクラーク等と相談の上「GOJ WILL GUARANTEE TO MAKE GOOD ANY SHORTFALL WHICH MAY ARISE . . . FROM THE FUNDS AVAILABLE TO IT」の如き案ならば如何と再提案行なつた。当方より、右については「GOJ WILL MAKE GOOD ANY SHORTFALL WHICH MAY ARISE IN UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT FROM THE FUNDS WHICH WILL BE AVAILABLE TO IT AT THE TIME OF SUCH CONTINGENCY」(A)というようにパラフレーズした方がGOJ側にとってそれなりに改善になるう。かかる表現の場合はあか字が生じた場合万一その時点でアベイラブルな資金がなければ補てんは行なわれなこともあり得るという含みがより明確になるが、かかる了解のもとにGOJがあか字補てんの意味表示をするということであればわかか方として検討を加えることが相対的に容易になるのではないかと思うと述べたところ、クレーマーはかかる表現でも差支えないと思うので右案文でぜひGO

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

J内部が現実的配慮から本けん案の解決を図られたい旨切望するところがあり、当方より、本日のやりとりは然るべく内部に報告したいと述べ降去した。

3. 上記の協議は非公式の了解のもとにひが双方いわばパーソナルな調整案を討議した形で終了したが、米側としてはクレーマーの口ふんより察するに上記案文(A)の如き表現でこの際本件をまとめるにやぶさかでないことをはっきり示したものと受取られる次第であり、事態をこれ以上放置することは得策とは思料されないので右のライン(日本語では「日本政府はあき字が生じた場合には、その時点で利用し得る予算上の資金があればこれを用いその補てんを行なう」)にてこの際覚書案(別電第401号米案のアンダーラインの部分を上記の如く修正する)につき合意することが当であると存ぜられるので関係方面と協議の上何分のぎ回電わずらわしたい。

4. なお米側は右提案の形式に固執せず。上記の文言による民政官に対する書簡(わが方の発出者は当方一任)でも十分であるとしているので念のため。

5. 上記経緯については事務局より対策庁に連絡済の由。

(了)

外務省

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 48753 主管 米北1
 70年10月1日20時05分 沖縄 発着
 70年10月2日05時12分 本省 発着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

労働職業訓練所問題

第401号 下
 別電第400号 別電

- PURPOSE. THE PURPOSE OF THIS MEMORANDUM IS TO GUARANTEE THE SOLVENCY OF THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS (GRI) AND THEREBY TO ASSURE THAT MONEY WILL BE AVAILABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS AND OTHER BENEFITS AS SET FORTH IN THE GRI UNEMPLOYMENT INSURANCE LAW TO INSURED WORKERS WHO BECOME UNEMPLOYED AND WHO ARE ENTITLED TO BENEFITS UNDER THE LAW.
- GUARANTEE. THE GOVERNMENT OF JAPAN (FOJ) "EXTENDS ASSURANCE" THAT IN CASE THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF GRI BECOMES EXHAUSTED OR IS SO NEARLY EXHAUSTED THAT GRI IS UNABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS IN FULL TO ALL

外務省

ソカヒ 万大博販

大政事外外務
 務務 典房
 次次
 巨官官審審長長
 機総入電厚計
 機書文會管給
 機費

国資長領移
 参調析企
 参領旅移

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 参一
 中南審政
 参西東洋
 西東

近ア参審近ア
 長 次総経園万

長 参貿統三
 経 参政技二
 協 園一理

参参協規
 長 参政経科

長 軍社専
 参道内外

一二

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ELIGIBLE WORKERS WHEN THEY ARE DUE, THEN THE GOJ WILL MAKE MONEY AVAILABLE TO GRI, FOR DEPOSIT IN THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL ACCOUNT. AS NECESSARY TO ENABLE GRI TO PAY BENEFITS TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN DUE.

3. PROCEDURE. IN CASE GRI FINDS THAT ASSISTANCE FROM GOJ WILL BE NEEDED IN THE NEAR FUTURE TO PREVENT DELAY IN BENEFIT PAYMENTS, THE CHIEF EXECUTIVE OF GRI WILL PREPARE A REQUEST FOR A GRANT OF FUNDS UNDER THIS GUARANTEE. THIS REQUEST SHALL BE ADDRESSED TO THE APPROPRIATE AUTHORITY IN GOJ THROUGH THE CIVIL ADMINISTRATOR. THE REQUEST WILL BE ACCOMPANIED BY THE CHIEF EXECUTIVE'S ESTIMATE OF THE AMOUNT OF MONEY WHICH WILL BE NEEDED AND THE TIME WHEN IT WILL BE NEEDED. THE CHIEF EXECUTIVE SHALL NOT INCLUDE IN ONE REQUEST MONEY ESTIMATED TO BE NEEDED FOR MORE THAN 60 DAYS, BUT HE MAY SUBMIT SUBSEQUENT REQUESTS FOR MORE MONEY. THE CIVIL ADMINISTRATOR MAY TRANSMIT A REQUEST TO THE APPROPRIATE AUTHORITY IN GOJ.

4. REIMBURSEMENT WILL NOT BE CLAIMED. GOJ AGREES THAT IT WILL NOT SEEK REIMBURSEMENT FOR ANY MONEY

(2)

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

WHICH IT MAKES AVAILABLE TO GRI UNDER THE PROVISIONS OF THIS MEMORANDUM. REIMBURSEMENT WILL NOT BE SOUGHT DIRECTLY OR INDIRECTLY FROM GRI OR ITS SUCCESSOR AGENCY, NOR FROM THE UNITED STATES OF AMERICA OR ANY OF ITS AGENCIES.

5. EFFECTIVE DATE. THIS MEMORANDUM WILL GO INTO EFFECT 1970 AND WILL CONTINUE IN EFFECT UNTIL THE REVERSION OF THE ADMINISTRATIVE CONTROL OF OKINAWA TO JAPAN.

(3)

(3)

外務省

ソカヒ 万大 留阪

外務省 事務次長 典房 長官官審審長 機総入需厚計 備管文会管給 国資長 参調折企 参領旅移

参地中東 北東 参北北係 参一 中南 参西東洋 西東

近ア長 参審ア 次總経 参資 参政技 国一理 参参 参政経科 電社専 参通内外 一二

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 50431 70年10月10日12時25分 70年10月10日14時5分 主管 発着 米北

外務大臣殿 高頼(大) 臨時代理大使 総領事 代理

総合職業訓練所覚書

第431号 略 1/20日

往電第400号に関し

1. 9日カヤはキン対策庁総務課長、インダ労働省職業訓練局管理課長とともに、ウイツセンチャー民政府労働局長、クラーク渉外局長を往訪、総合職業訓練所覚書の問題につきこん談した。

2. 右話し合いにおいてわが方より、ノンコミットルベースで、対策庁より民政府に発出すべき書簡の文案として別電第432号の英文案のうちアンダーラインのない部分を提示したところ、米側はかかる表現は微おん的(LUKE WARM)にすぎるとして反論したので当方より、「対策庁の権限または責任の範囲内」という考え方がわが方として打出し得る限度を示すものなることを力説した結果、クラークは私案なりと前置きし、別電第432号英文案のアンダーラインの部分を追加することがミマムの要求であると思うと述べた(案文冒頭は当初GOJ UNDERSTANDS THATとなっていたが、当方

秘 429

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の希望によりGOJ HAVING BEEN INFORMED THAT に修正した)

3. 次いで、キン課長より、ナカマツリゆう政労働局長とも協議し、GRIとしては今後失業保険かんじょうの流用を行なわずその積立てにえい意努力する旨の民政府労働局長あての書簡を別途発出することにつきおおむね了解を取り付けた旨述べ、更に(当方で内部で協議した結果)右書簡をGOJが更にエンドースする如き案を米側は要求され

ているものの如くであるが、GOJの立場からいえばこれはやはり行き過ぎであり、わが方としては上記2.の対策庁の民政府に対する書簡(例えば長官より民政官あて)と労働局長相互間の書簡の2本のみで本件の解決を図ることが適切であると考えていると付言した。

4. 当方より、日米双方の考え方をミックスした非公式案文(別電第432号)につき夫々内部で本格的検討を始めることとしたいと述べ、その結果早急に次回会合を開くことを申し合わせた。

5. 後刻クラークはカヤに対し、本日自分が示さした追加の文言は今までの行きがかりからいえば米側としては可成り思い切った譲歩であるので米側部内取りまとめは簡単ではないと思うが追って何分の連絡を致すべしと述べた趣。(了)

秘

ソカヒ 万大 傍飯

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

182

電信写

政外外務省

事務次長 典房
 長官審審長 長
 機総人電厚計
 備書文会管給
 費

国参調析企
 長長 参領旅移
 長

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中 参一二
 南 参西東洋
 参西東
 長

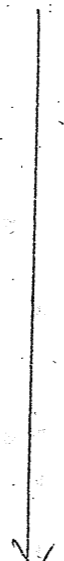
近 参参近ア
 了 次総経国万
 長 参参統
 経 参政技二
 長 国一理
 協 参参協
 長 参政経科
 国 参社専
 参道内外
 長 一二
 文長

総番号 (TA) 50422
 70年 月 日 12時35分 沖 編 管
 70年 10月 10日 13時52分 本 省 着 米北1

外務大臣殿 高類 [天候] 臨時代理大使 総領事 代理

総合職業訓練所文案

第432号 甲
 経電第431号別電
 (以下別紙英文)



外務省

THE GOJ HAVING BEEN INFORMED
 THAT THE USG IS UNABLE TO APPROVE THE USE
 BY THE GIR OF UNEMPLOYMENT INSURANCE FUNDS
 FOR ITS PORTION OF THE FUNDING OF THE
 VOCATIONAL TRAINING CENTER. THEREFOR^E, I HAVE
 BEEN INSTRUCTED TO INFORM YOU THAT
 IN CASE THE UNEMPLOYMENT INSURANCE SPECIAL
 ACCOUNT OF GRI SHOULD BECOME EXHAUSTED OR
 BE SO NEARLY EXHAUSTED THAT THE GRI IS
 UNABLE TO PAY UNEMPLOYMENT INSURANCE BENEFITS
 IN FULL TO ALL ELIGIBLE WORKERS WHEN THEY
 ARE DUE IN ORDER THAT THIS PROJECT MAY
 PROCEED, THE GOJ REQUEST THAT THE USG
 APPROVE THE MEMORANDUM AUTHORIZING THIS
 PROJECT WITH THE UNDERSTANDING THAT
 OKINAWA-NORTHERN TERRITORIES AGENCY WILL USE
 ITS BEST ENDEAVOURS, WITHIN ITS SPHERE OF
 RESPONSIBILITY, TO COPE WITH THE SITUATION
 RESULTING FROM SUCH SHORTFULL AS MAY HAVE
 ARISEN IN THE SAID ACCOUNT TO THE EXTENT
 OF THE FUNDS THAT HAVE BEEN WITHDRAWN
 BY THE GRI FOR THIS PROJECT.

(3)

万大 博覧
 外務省 事務次長
 官官審審長長
 機総人電厚計
 能書文会營給
 費
 國資長領移長
 参 企
 参 領旅移
 参 中東
 参 北東
 参 北北保
 参 中東
 参 西東洋
 参 近ア
 参 次総経國万
 参 資統
 参 政技二
 参 國一理
 参 多協規
 参 政経科
 参 軍社専
 参 遊内外

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

328

電信写

総番号(TA) 31494 主管
 70年10月16日13時20分 沖 儼 発 北
 70年10月16日15時31分 本 省 着 北
 外務大臣殿 高 瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理
 総合職訓
 第454号 略 至急
 往電第431号 5. に関し (1% off)
 10/16日クラーク渉外局長は、カヤに対し、総合職業訓練所の問題につき先般(1% off)のコミツタルベースでお互に工夫した案文(往電第432号)につき米側内部の説得に当つた結果、9行目のUSE ITS BEST END EAVOURS WITHIN ITS SPHERE OF RESPONSIBILITYを削除し、ONTA WILL COPE WITH THE SITUATION: : : (以下同文)とする表現であれば米側内部を取りまとめ得ると判断するに至つたので(クレーマー、ウイツセンヂャーを含む局長レベルをクリアした)民政官に持込む前にぜひ日本政府の内だくを得たい旨申し越した趣。当方としては、たとえ「最良の努力」や「権限内」の字くが削除されても実体的には「ONTA WILL COPE WITH : : :」の表現のみでも削除された部分の意味するところは読み込めると考えられるので

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

この際本修正案にてけん案の妥結を図られるようひ見あえて申進する。(案文念のため別電第455号のとおり)
 2. なお、本書簡は対策庁長官より民政官に対して発出される形式とする場合(米側は右にて差支えなしとしている)「I HAVE BEEN INSTRUCTED TO」は削除され「I WISH TO INFORM : : :」となる。また、米側はこの書簡のほか冒頭往電3.のGRI労働局長のUSCAR労働局長に対する書簡があれば(この点事務局よりGRIに発出についての同意を確認中である)足りるとしており、これをGOJが更にエンスする第3の書簡は最早固執していないので念のため。
 3. 何分のぎ取急ぎ回電わずらわしい。
 (了)
 - 2 -

ソカヒ 万大 博阪

大政(外)外(機)官
 務務 典房
 次次
 官官 審審 長長
 機機 総総 人々 電電 厚厚 計計
 機機 書書 文文 会会 営営 給給

國資 長 領 移 長
 参 調 析 企
 参 領 旅 移

ア 参 地 中 東
 長 北 西
 参 北 北 保
 中 南 審 歐
 参 西 東 洋
 長 西 東

近 参 審 近 ア
 長 次 總 総 國 万
 長 参 質 統 國
 長 参 政 技 二
 長 参 政 一 理
 長 参 政 經 科
 長 参 政 社 專
 長 参 道 内 外
 長 一 二

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

15-1

電 信 写

總 番 号 (TA) 51504 主 管
 70 年 10 月 16 日 13 時 40 分 沖 繩 省 署 中 北
 70 年 10 月 16 日 16 時 16 分 本 省 署 中 北

外 務 大 臣 殿 高 瀬 (大使) 臨 時 代 理 大 使 總 領 事 代 理

総合取訓文案

第 455 号 平 至 急
 往 電 第 454 号 別 書
 (以下別紙英文)



THE GOJ HAS BEEN INFORMED THAT THE
 USG IS UNABLE TO APPROVE THE USE BY THE
 GRI OF UNEMPLOYMENT INSURANCE FUNDS FOR ITS
 PORTION OF THE FUNDING OF THE VOCATIONAL
 TRAINING CENTER. THEREFOR, I HAVE BEEN INSTRUCTED WISH
 TO INFORM YOU THAT IN CASE THE UNEMPLOYMENT
 INSURANCE SPECIAL ACCOUNT OF GRI SHOULD BECOME
 EXHAUSTED OR BE SO NEARLY EXHAUSTED THAT
 THE GRI IS UNABLE TO PAY UNEMPLOYMENT
 INSURANCE BENEFITS IN FULL TO ALL ELIGIBLE
 WORKERS WHEN THEY ARE DUE, IN ORDER THAT
 THIS PROJECT MAY PROCEED, THE GOJ
 REQUEST THAT THE USG APPROVE THE MEMORANDUM
 AUTHORIZING THIS PROJECT WITH THE UNDERSTANDING
 THAT OKINAWA-NORTHERN TERRITORIES AGENCY WILL
COPE WITH THE SITUATION RESULTING FROM SUCH
 SHORTFULL AS MAY ARISE IN THE SAID ACCOUNT
 TO THE EXTENT OF THE FUNDS THAT HAVE BEEN
 WITHDRAWN BY THE GRI FOR THIS PROJECT.

(3)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 略 平	総第 17-133 号
第 230 号	昭和 45 年 10 月 17 日 05 時 05 分	発電係 長
大至急・ 至急 ・普通・LTF		

(※印部内は電信録入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官一長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 アメリカ北米才一課 起案 昭和45年10月17日 起案者 電話番号 結核 445
---	-------------------------------	--

協議先
条約課長

臨時代理大使
大使 在 沖繩 高根 総領事
代理 大臣 発 知

電報 在 大使 臨時代理大使
報 総領事 代理 知

件名 **送合取到**
貴電454号に因り(10/16日)
対策としては「ONTA will endeavor to cope with --」との文句であり、右につき米側の了解と期待を要望すると共に、米側が「will cope with --」に固執する際には、右米側案を中止し得る」との見解の趣意を述べた。

(昭和四二七一改正)

GB-1

送信人は対策局長と存する由。
なお、本件素簡は対策局長の責任において發出せられたり、本省が特にコメントする性格のものではないと承知しているため、右貴便に含みませぬ。

(3)

GB-3

外務省

17
漢

17-133

字
済

111

ソカヒ 万大 傳阪

大臣事務次官 典房
 官官審審長長
 儀總入電厚計
 儀書文會管給

参調析企
 参領旅移

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南
 参西東洋
 長 西東

近ア長 参審近ア
 長 次總經國万
 長 参實統
 参政技二
 国一理
 参参協規
 長 参政經科
 長 参道内外
 長 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 51940 主管
 70年 月 日 15時40分 伊 繩 発
 70年 10月 19日 16時29分 本 省 着 幸北

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

総合職訓

第461号 略

資電米北/第230号に關し

1. お申越しの点を早速クラーク渉外局長に伝達せしめたところ。先方は部内の取りまとめのため、ENDEAVOURの字くに日本側が固執しないことを強く再三要請するところがあつた趣。クラークは上記字くのない案「WILL COPE WICH。。」のみとする)で民政官の最終決裁に持ち込むこととした結果を早急に連絡する旨述べた由につき御了承ありたい。

2. なお、りゆう政労働局長は往電第454号のラインによる書簡を民政府労働局長に発出することに同意しているため。

(了)

外務省

ソカヒ 万大 傳阪

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 52959 主管
 70年 月 日 11時45分 沖 幌 発
 70年 10月 24日 13時47分 本 省 着 幸北

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

労働総訓

第474号 略

往電第461号に關し

1. 24日クラーク局長より、ENDEAVOURの語を除いた表現で弁務官の決裁を取付けたので、対策庁長官より右のラインにより民政官あての書簡を発出されたい旨要請した。

2. 上記については、おきなわ事務局に連絡済。

3. 今後両書簡の発出については対策庁と事務局の直接連絡により取運ばれるものと了解する。

(了)

外務省

ソカヒ 万大 傳阪

大臣事務次官 典房
 官官審審長長
 儀總入電厚計
 儀書文會管給

参調析企
 参領旅移

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南
 参西東洋
 長 西東

近ア長 参審近ア
 長 次總經國万
 長 参實統
 参政技二
 国一理
 参参協規
 長 参政經科
 長 参道内外
 長 一二

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

秘密標記 (赤色)

森本

() 第 376 号
昭和 45 年 12 月 26 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)
総合職業訓練所の開設

引用公・電信
日付・番号

本件職業訓練所は、本年12月15日
日、米、琉球政府による實地調査の調査
が行われ、同日23日に同訓練所（於北谷村）

付録添付 付録空便 (行) 付録空便 (DP) 付録船便 (貨) 付録船便 (郵)

本信送付先：
本信写送付先： 海相に check 1 送付
配付先：

- 要処理
- 首席事務官
- 渉外調査
- 漁業
- 空
- 科字協力
- 連絡調整
- 調査
- 力子
- 局無務



吉原) に於いて同所式が行われた。

本件に關する實地調査報告、調査
結果に別添送付する。

総合職訓23日に開所

日米琉が覚え書きに調印

12月17日 7166

軍艦隊の転機訓練や技能訓練の養成のために、本土政府援助で北谷村に完成した総合職訓所は、米琉政府からの呼びかけで開所式が行われ、開所式は二十五日午後六時、日米琉三首で日米琉調印がなされた。開所式は二十三日午後一時から同調所で行われる。

開所式は二十五日午後六時、日米琉三首で日米琉調印がなされた。開所式は二十三日午後一時から同調所で行われる。

開所式は二十五日午後六時、日米琉三首で日米琉調印がなされた。開所式は二十三日午後一時から同調所で行われる。

23日からスタート

12月17日 報新

沖繩総合職業訓練所 軍離職者の再就職に全力

米政府からの呼びかけで開所が延期になっていた沖縄総合職業訓練所が二十三日からスタートすることになり、仲松勤助所長が正式に発表された。同所は技能訓練室の建設と失業者の就職訓練を目的として、開所式は二十五日午後六時、日米琉三首で日米琉調印がなされた。開所式は二十三日午後一時から同調所で行われる。

開所式は二十五日午後六時、日米琉三首で日米琉調印がなされた。開所式は二十三日午後一時から同調所で行われる。

開所式は二十五日午後六時、日米琉三首で日米琉調印がなされた。開所式は二十三日午後一時から同調所で行われる。